

# さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例の制定について

## 現状と課題

### ■ 廃棄物処理法の範囲と再生資源物の定義

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）で扱うもの
- 廃棄物
    - ・一般廃棄物（産業廃棄物以外の廃棄物）
    - ・産業廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち政令で定める20種類）
  - 有害使用済機器
    - ・使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定める32機器

再生資源物とは、廃棄物及び有害使用済機器でない有価物

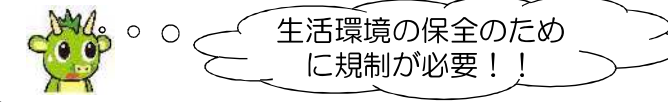
➡
規制の対象外

### ■ 本市の再生資源物の屋外保管の問題点（9事業場の周辺住民から相談あり）

- ・過剰な積み上げによる荷崩れの懸念
  - ・火災の発生
  - ・騒音・振動等
- 市民生活の安全に支障をきたす状況が増加

➡

  - ・施設設置前に周辺住民に対する説明がない
  - ・再生資源物の屋外保管に対する規制がない
  - ・保管施設に対しての基準がない



## 条例の目的等

### ■ 条例の目的

屋外に保管された再生資源物の不適切な保管による火災、延焼、崩落、飛散等の発生を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動等を防止又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与する

### ■ 条例対象既存事業者

・条例対象の既存事業者数は地図情報等を基に約130事業場を想定

### ■ 近隣自治体の状況

自治体		千葉市	袖ヶ浦市	千葉県	北本市	茨城県	越谷市
施行日		R3.11.1	R5.4.1	R6.4.1	パプコメ 実施	パプコメ 実施	パプコメ 実施
許可 業者数	既存	94	9	—	R4.12~R5.1	R5.9	R5.10~11
	新規	3	0	—			

### ■ 本市のみの規制内容

- ・事業場の敷地が幅員4m以上の公道に接していること
- ・敷地境界と囲いとに2m以上の緑地帯を設置すること
- ・事業場の敷地の境界の内側に囲いを設置し、その内側の底面を不浸透性の材料で覆うこと
- ・苦情等に関する相談窓口を設置し、苦情又は紛争が生じた際は解決に向けて対応すること

## 条例の規制内容

許可対象	再生資源物の屋外保管を行う事業場の設置 (事業場の敷地面積が100㎡を超えるもの)	
再生資源物の種類	木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチック、その他これらに類する材質を原材料とするもの	
許可制	有効期間 5年間 更新制	
事前協議 手続	①関連法令等に関して各所管課等と協議 ②周辺住民等への説明会の開催	
許可基準  <span style="color: red;">(※)新規事業場のみ適用</span>	立地基準	①住宅等から事業場の敷地境界までの距離が100m以上あること(※) ②事業場の敷地が幅員4m以上の公道に接していること(※) ③事業場の土地の地形及び地質等が市民生活の安全及び生活環境の保全上支障がないこと(※)
	構造基準	①敷地境界と囲いとに2m以上の緑地帯の設置(※) ②事業場の敷地の境界の内側に囲いの設置(※) ③囲い内側の底面を不浸透性の材料で敷設(※) ④排水処理設備の設置
	保管基準	①保管の区画に囲いの設置 ②掲示板の設置 ③再生資源物の崩落、飛散防止措置 ④騒音・振動・悪臭・汚水による生活環境の保全措置 (騒音・振動については規制基準値を規則で規定) ⑤火災の発生若しくは延焼防止措置 ⑥ねずみの生息、蚊、ハエ等の害虫発生に対する予防措置
	その他	①苦情等に関する相談窓口設置 ②欠格要件に該当しないこと ③事前協議が終了していること(※)
帳簿の備え	5年間の保存義務	
報告の徴収	屋外保管事業者、排出者、運搬者等対象	
立入検査	屋外保管事業者、排出者、運搬者等対象	
勧告命令	許可の有無に係わらず実施	
罰則	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金を上限として設定	
既存屋外保管事業者に対する 主な規制内容	①届出によるみなし許可(5年更新)【届出期限:令和6年7月31日】 ②保管基準及び一部構造基準の適用 ③苦情等に関する相談窓口設置 ④周辺住民等から求めがあった場合は説明実施	
施行日	令和6年2月1日	